

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく

菊陽町耐震改修促進計画



策定 平成21年2月
変更 平成28年3月
改定 平成29年3月
変更 令和 2年3月
変更 令和 5年4月

菊 陽 町

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 町及び所有者等の役割	2
(1) 町の役割	2
(2) 所有者等の役割	3
第2章 耐震化の現状・課題と目標の設定	4
1 住宅の耐震化の現状と目標設定	4
2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状・課題と目標設定	4
(1) 多数の者が利用する建築物	5
(2) 危険物の貯蔵場又は処理場	6
(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	6
3 町有建築物の耐震化の現状・課題と目標設定	9
(1) 町有建築物の耐震化の現状・課題	9
(2) 町有建築物の耐震化に関する基本方針	9
(3) 町有建築物の耐震化の目標設定	10
第3章 基本施策と取り組み	11
1 耐震診断及び耐震改修に関する基本的な取組方針	11
2 耐震化を促進する上での取り組み	11
(1) 建築物の耐震化を促進するための支援	11
(2) 不安の解消	12
(3) 意識の向上	12
(4) 総合的な安全性の確保	13
第4章 計画の実現に向けて	15
1 計画実現に向けての取り組み	15
(1) 県や関係機関との連携	15
(2) 耐震化進捗状況の確認	15
2 計画の見直し	15

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、約26万棟の家屋が全半壊し、6,400余名の尊い命が失われました。このうち地震による直接的な死者数は約5,500名であり、その約9割にあたる約4,800名は住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大地震が頻発し、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まりました。

このような状況のなか、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）」が改正され、建築物の所有者等に対する耐震化の努力義務や指導等の拡充が行われ、また、国土交通省は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」を定め、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を引き上げることが目標に掲げられ、熊本県においては、平成19年3月に「熊本県建築物耐震改修促進計画（以下、「県促進計画」という。）」が策定されました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災などを背景に、内閣府において南海トラフ巨大地震の被害想定が新しく示され、さらに、平成25年5月に公布された「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」では、耐震診断の義務化・診断結果の公表や支援措置の拡充など大きな変更がなされました。法律の改正に伴い、国の基本方針も見直され、住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標が平成32年までに少なくとも95%、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することとされました。

そして、平成28年4月に発生した熊本地震では、最大震度7の揺れを2度にわたり観測し、県内においては住宅の倒壊などにより193人（平成29年1月現在）の尊い命が失われ、18万1千棟を超える建築物に被害が及ぶなど甚大な被害が発生しました。本町においても、4月16日の本震で最大震度6弱を観測し、多くの人たちが長期にわたる避難所での生活や車中泊を余儀なくされ、住宅や車庫等の被害をはじめ、様々な被害が発生しました。

今後も、いつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識のもと、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することによって、地震による被害の軽減を図り、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的に、「菊陽町建築物耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）」を定めます。



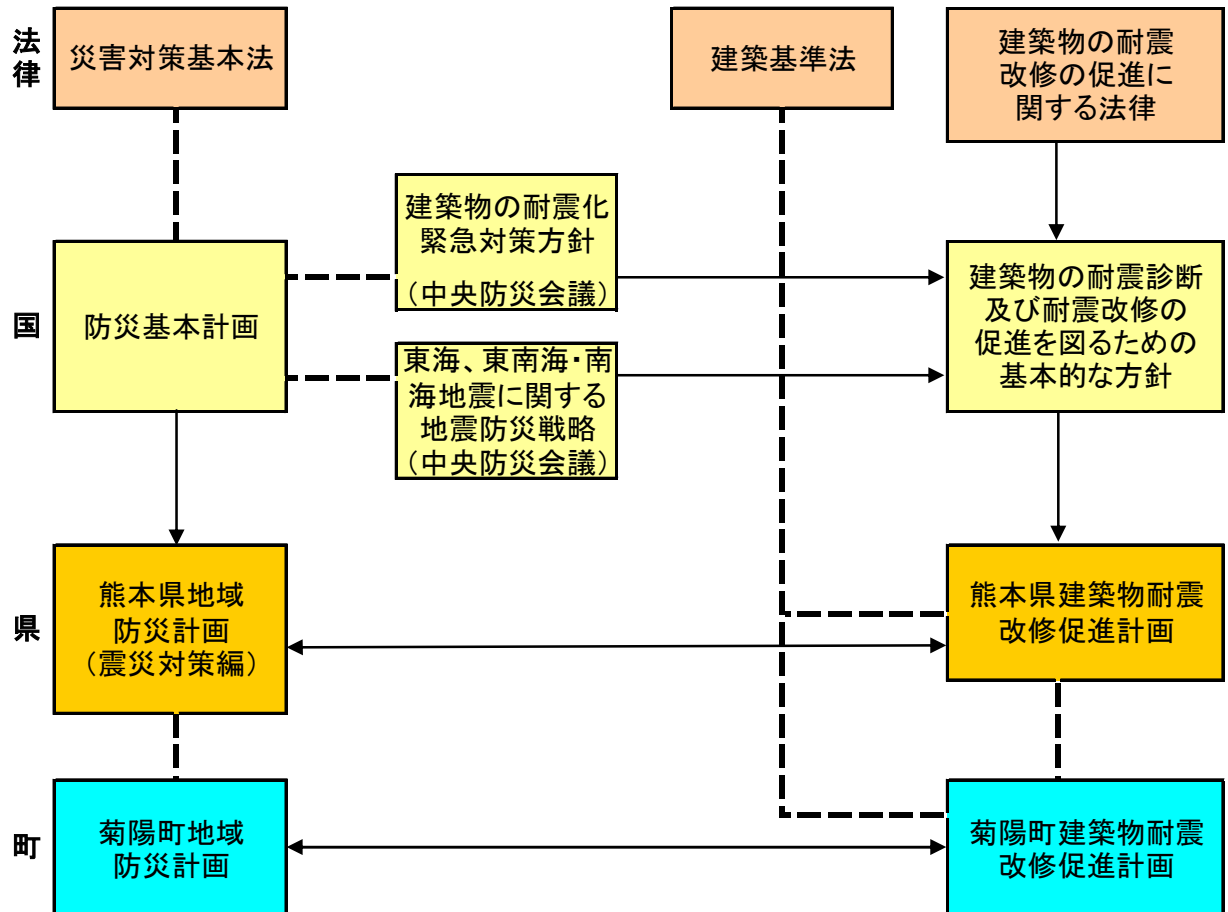
（写真：町 HP「平成 28 年熊本地震の記録」より、上 本震直後の役場総務課、下 菊陽中学校の武道場）

2 計画の位置づけ

本計画は、法第 6 条第 1 項に基づく計画であり、国の基本方針及び県促進計画を勘案し、また、菊陽町地域防災計画における災害予防計画を実現するための計画として位置づけ、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震化の目標や目標達成のために必要な施策を定めるものです。

なお、次期計画の決定までの間は、現計画を適用することとします。

図1 各法令と促進計画等の関係



3 町及び所有者等の役割

法第 3 条により、国、地方公共団体及び国民の努力義務が規定されており、町及び建築物の所有者等は以下の施策、項目について取り組むこととします。

(1) 町の役割

町は、地域と一体となった地震防災対策の取組や地域の自主防災組織などとの連携による住宅・建築物の所有者等に対する防災意識の普及啓発のため、以下の施策に取り組みます。

- ①町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という。）の耐震化
- ②国・県と連携した住宅・建築物の耐震化の促進
- ③地域地震防災マップの作成

- ④広報誌やホームページ等による普及啓発活動
- ⑤自主防災組織との連携や町内会活動等における普及啓発
- ⑥相談窓口の開設

(2) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、地域防災対策等（防災訓練、地域による地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、地域連絡体制の構築など）を自らの問題または地域の問題として意識し、防災対策に取り組むことが重要です。自らの生命や財産を守るためには、自らが耐震化に向けて以下の項目を勘案して行動することが必要です。

- ①耐震改修による被害の軽減、生命・財産の保護
- ②震災後の生活空間の確保
- ③震災後の地域協力体制の確保
- ④地域防災活動への積極的な参加
- ⑤家具転倒防止策による室内での震災事故防止
- ⑥窓ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊などによる第三者への危害防止

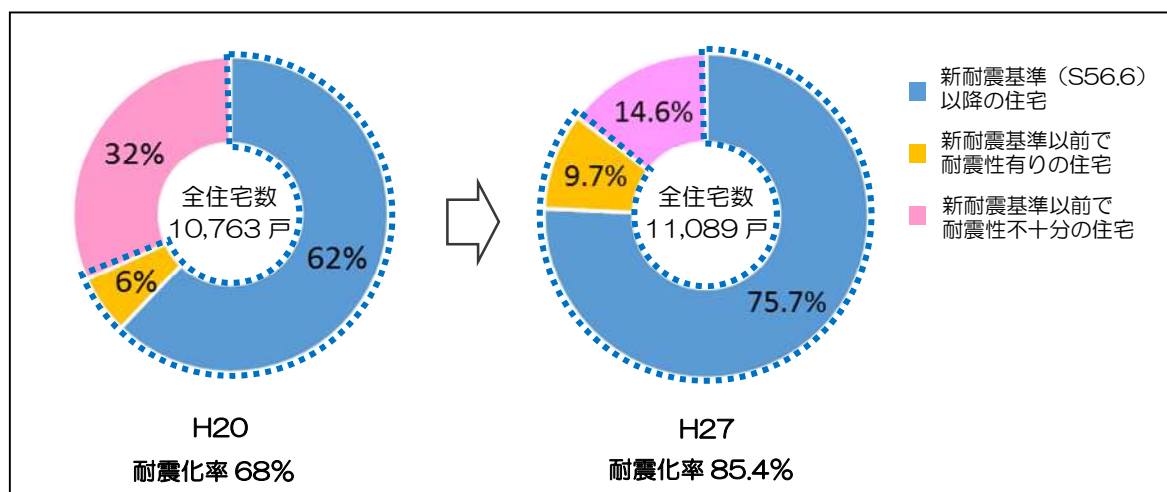
1 住宅の耐震化の現状と目標設定

町内の耐震化の状況は、推計によると、図2のとおり耐震性のある住宅が85.4%、耐震性のないと思われる住宅が14.6%となっており、平成25年の全国の住宅の耐震化率約82%と比較して耐震化率が高い状況になっています。また、前回の本計画策定（平成20年度）当時と比較すると耐震化率は17.4ポイント上昇していますが、平成27年度末までに耐震化率90%という目標の達成には至っていません。

大規模な地震による人的被害を減少させるためには、防災効果に大きく寄与する住宅の耐震化に継続的に取り組んでいくことが必要です。

町においては、国の基本方針などを踏まえ、住宅の耐震化率を平成32年度末までに95%、平成37年度末までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

図2 町内の住宅の耐震化状況（推計値） （資料：菊陽町固定資産税台帳）



2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状・課題と目標設定

次頁表1のとおり、法第14条第1号から第3号の特定既存耐震不適格建築物（第1号：多数の者が利用する一定規模以上の建築物、第2号：一定数量以上の危険物の貯蔵場等、第3号：地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の一定規模以上の建築物を示す。以下それぞれ「第1号特定既存耐震不適格建築物」、「第2号特定既存耐震不適格建築物」、「第3号特定既存耐震不適格建築物」という。）の耐震化率は、それぞれ95.7%、83.3%、89.6%、特定既存耐震不適格建築物全体の耐震化率は93.4%となっています。前回の本計画策定（平成20年度）当時と比較すると耐震化率は8.0ポイント上昇し、平成27年度末までに耐震化率90%という目標を達成しました。

大規模な地震による人的・経済的被害を減少させるためには、減災効果に大きな特定既存耐震不適格建築物の耐震化に取り組んでいくことが必要です。特に第1号特定既存耐震不適格建築物は、災害時の拠点となる施設等が多く含まれるため、早急な対策が必要となります。

町は国の基本方針などを踏まえ、平成37年度末までに耐震性の不十分な特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目標とします。

表1 町内の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

(資料：菊陽町固定資産税課税台帳)

	全棟数	昭和57年以降の建築物棟数	昭和56年以前の建築物棟数		耐震性有りの棟数	耐震化率
				うち耐震性有り		
第1号特定既存耐震不適格建築物	139	119	20	14	133	95.7%
第2号特定既存耐震不適格建築物	6	5	1	0	5	83.3%
第3号特定既存耐震不適格建築物	67	60	7	0	60	89.6%
うち町指定路線沿道	65	58	7	0	58	89.2%
計	212	184	28	14	198	93.4%

※第1号特定既存耐震不適格建築物：法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物で、庁舎、学校、病院など多数の者が利用する一定規模以上の建築物

※第2号特定既存耐震不適格建築物：法第14条第2号に規定する特定既存耐震不適格建築物で、一定数量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等

※第3号特定既存耐震不適格建築物：法第14条第3号に規定する特定既存耐震不適格建築物で、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の一定規模以上の建築物

(1) 多数の者が利用する建築物【法第14条第1号】

以下の用途及び規模に該当する、多数の者が利用する建築物

法	※1 政令第6条第2項	用途	規模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
	第4号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		1,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				

※1 政令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場【法第14条第2号】

以下の危険物及び数量を取り扱う、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

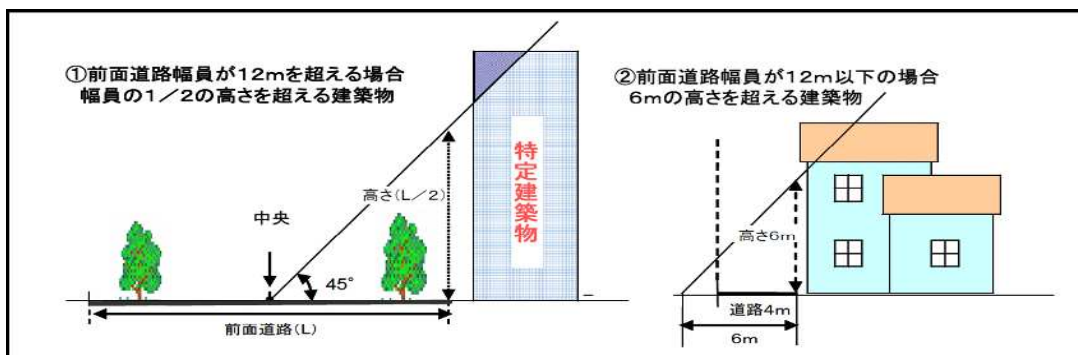
法	政令第7条	危険物の種類	数量	
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬、火薬を使用した火工品	10トン
			爆薬、爆薬を使用した火工品	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン	
	第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
	第5号	マッチ	300マッチトン ※1	
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン		

※1 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物【法第14条第3号】

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、図3の「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物とします。

図3 地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物



(出典：国土交通省ホームページ)

■ 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

① 県が指定する緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として県の緊急輸送道路ネットワーク計画において指定している緊急輸送道路、知事が特に多数の者の円滑な避難及び震災後の救援活動等の機能を確保するため必要と認めた道路について、法第5条第3項第3号の規定に基づき、県促進計画で第1次、第2次緊急輸送道路として指定されています。

② 町が指定する地震発生時に通行を確保すべき道路（法第6条第3項第2号）

地震発生時において、県指定の第1次、第2次緊急輸送道路を補完するとともに、表2の避難場所等への物資の供給や緊急車両等の通行を確保すべき道路として、図4に示す道路を指定します。

③ 通学路

上記に示す緊急輸送道路等とあわせて、学校が指定し教育委員会で認めた通学路も地震発生時に通行を確保すべき道路に位置づけます。

その他、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路であると町長が認めた道路も地震発生時に通行を確保すべき道路に位置づけます。

※地震発生時に通行を確保すべき道路として指定された道路の沿道において、安全確保の観点から、安全対策が必要なブロック塀の撤去に対する補助事業を実施します。

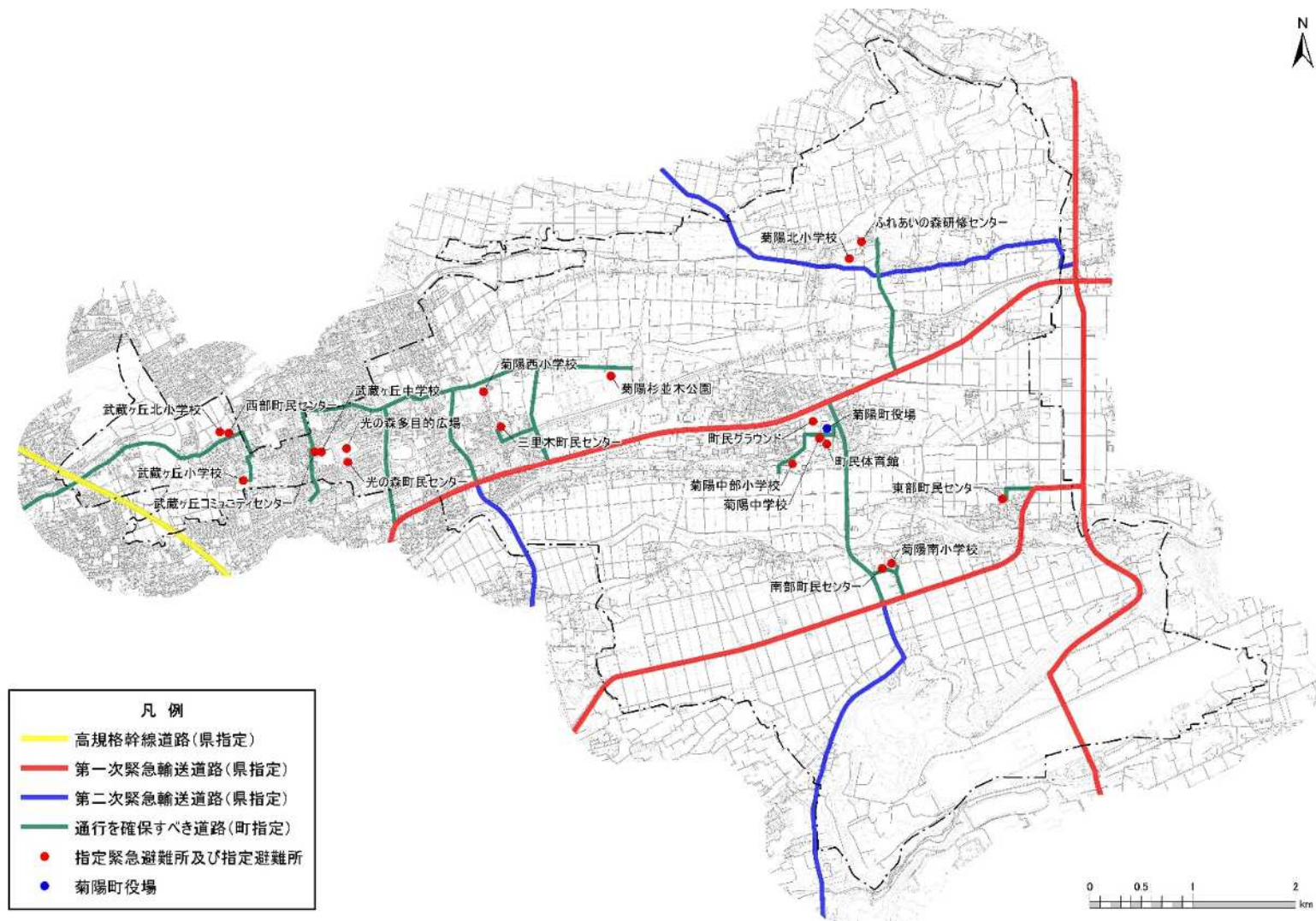
表2 避難予定場所一覧

番号	地区名等	避難予定場所		
		場所名	収容可能人員(人)	
		屋内	屋外	
1	菊陽南小学校区	菊陽南小学校	350	1,000
2		南部町民センター	140	—
3	菊陽中部小学校区	菊陽中部小学校	360	1,600
4		町民体育館	510	—
5		菊陽中学校	600	3,700
6		東部町民センター	110	—
7	菊陽北小学校区	菊陽北小学校	310	1,000
8		ふれあいの森研修センター	60	2,600
9	菊陽西小学校区	菊陽西小学校	340	2,700
10		三里木町民センター	130	—
11	武蔵ヶ丘1～5町内	武蔵ヶ丘小学校	510	1,400
12	武蔵ヶ丘6～8町内、 光の森	武蔵ヶ丘中学校	670	2,100
13		武蔵ヶ丘コミュニティセンター	290	—
14		光の森町民センター	400	—
15	武蔵ヶ丘北小学校区	武蔵ヶ丘北小学校	380	1,000
16		西部町民センター	90	—
17	町内全域	町民グラウンド	—	4,500
18		菊陽杉並木公園	—	8,000
19		光の森多目的広場	—	7,500

※上記避難予定場所を基本とするも、災害の状況に応じて誘導、指示を行うものとする。

(出典：2015年の総合防災マップ)

図4 地震発生時に通行を確保すべき道路



3 町有建築物の耐震化の現状・課題と目標設定

(1) 町有建築物の耐震化の現状・課題

県内の公共建築物のうち法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況は、県促進計画によると97.9%（平成27年度末時点）となっています。

町の公共建築物（町有建築物）の耐震化の状況は町の調査から、表3のとおり86.0%、そのうち法第14条第1号の特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は100%となっています。

町有建築物は、建築物の規模や用途、防災上の観点からも、大規模な地震の際、安全性や防災機能等を確保するため、早急な耐震化に取り組んでいく必要があります。

表3 町有建築物の耐震化状況

（資料：菊陽町調査）

	全棟数	昭和56年 6月以降 建築の棟数	昭和56年5月以前建築の棟数		耐震化率	
			改修不要	改修済		
町有建築物	349	280	69	0	20	86.0%
（第14条第1号 特定既存耐震不適格建築物）	25	18	7	0	7	100%

(2) 町有建築物の耐震化に関する基本方針

町有建築物（昭和56年5月以前に建築された建築物）では、防災拠点施設である本庁舎や特定既存耐震不適格建築物について、計画的に耐震化を促進するため、耐震性が不明な建築物について早期に耐震診断を実施し、耐震化のための計画を策定し、順次耐震化を行います。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の町有建築物においても、その用途や規模、機能等により、耐震性を確保する必要がある建築物について、耐震化を促進します。

町は、以下のような区分に基づき、町有建築物の耐震化の促進を行います。

- ①緊急性の高い建築物（特定既存耐震不適格建築物）
 - (ア) 防災拠点施設（本庁舎）及び学校
 - (イ) その他の特定既存耐震不適格建築物
- ②必要性の高い建築物（特定既存耐震不適格建築物以外）
 - (ア) ①以外の避難施設
 - (イ) 主として子ども、高齢者の方々が使用する建築物
 - (ウ) 不特定多数の者が使用する建築物
 - (エ) その他近隣・周囲への被害等の影響が大きい建築物

(3) 町有建築物の耐震化の目標設定

町では、町有建築物の耐震化について、防災拠点施設である本庁舎及び避難施設となる学校を中心に、耐震診断及び耐震改修等を進めているところです。

今後は、前述の基本方針における「①緊急性の高い建築物」さらには「②必要性の高い建築物」については、早急に耐震化を図る必要があるため、平成32年度末までに耐震化率を100%とすることを目標とします。

①②以外の町有建築物については、施設の利用度等を勘案して計画的に耐震診断を実施し、平成32年度末までに耐震化率95%を目標として取り組みます。

1 耐震診断及び耐震改修に関する基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者が防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町ではこうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、耐震化促進のための支援制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修促進の弊害となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

2 耐震化を促進する上での取り組み

(1) 建築物の耐震化を促進するための支援

建築物の所有者にとって、耐震診断・耐震改修に必要な費用の負担は、耐震化の促進にあたっての大きな阻害要因となっています。

町では、戸建て木造住宅を重点的に、耐震化への取組に対してできる限りの支援を行います。今後とも、県と連携しながら、国の施策に沿った支援策の拡充を検討していきます。

耐震化支援事業等（平成29年3月現在）

① 戸建木造住宅耐震診断事業（町）

概要	耐震診断を行う住宅の所有者にその費用の一部を補助する制度
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菊陽町内に所在する地上階数が2以下で、現に居住している戸建木造住宅 ・ 昭和56年5月31日以前に着工したもの ・ 在来軸組工法で建築されたもの
補助額	補助対象経費の3分の2以内の額（上限86,000円）

② 戸建木造住宅耐震改修事業（町）

概要	耐震改修を行う住宅の所有者にその費用の一部を補助する制度
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菊陽町内に所在する地上階数が2以下で、現に居住している戸建木造住宅 ・ 昭和56年5月31日以前に着工したもの ・ 在来軸組工法で建築されたもの ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と評価されたもの
補助額	補助対象経費の2分の1以内の額（上限600,000円）

③ 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業（町）

概要	耐震診断を行う建築物の所有者にその費用の一部を補助する制度
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に着工したもの ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に該当するもの
補助額	補助対象経費の3分の2以内の額（上限200,000円）

④ 税の特例措置

■耐震リフォームの投資型減税	
概要	耐震改修工事を行った、その年分の所得税額から耐震改修に要した費用の10%（上限25万円）を所得税から控除するもの
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・その者は主として居住の用に供する家屋であること ・昭和56年5月31日以前に着工されたものであること ・現行の耐震基準に適合しないこと
■住宅ローン減税	
概要	リフォームローン等の年末残高の1%を10年間にわたり所得税から控除するもの
条件	新耐震基準を満たす中古住宅を取得した場合、もしくは要耐震改修住宅を取得し耐震改修を行った場合（事前に一定の耐震改修を行う旨の新生をしたうえで、居住の用に供する日までにその申請に係る耐震改修を行ったことにより耐震基準を満たすこととなったもの）
■耐震リフォーム	
概要	一定の耐震改修工事を行った場合、住宅に係る固定資産税（120㎡相当部分まで）を1年間、1/2に減額するもの
条件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅であること

（2）不安の解消

耐震診断・耐震改修といっても「何をどうしたら良いのか」「どこに頼んだら良いのか」「適切な施工をしてもらえるだろうか」など分からない点が多いのが現状です。

町では、このような住民の不安を少しでも解消するため、建築物の耐震対策をはじめとした住宅に関する相談に応じる「住宅相談窓口」を設置し、信頼できる事業者や専門家に関する情報なども提供しながら、町民が安心して相談できる相談体制の充実、情報の提供を行います。

（3）意識の向上

耐震化を促進するためには、住民の方々に危機意識を持ってもらうのがとても重要です。

国内でも頻発している大規模地震を身近なものとしてとらえ、耐震改修に対する意識が少しでも向上するよう、次のことに取り組みます。

① 情報提供による意識啓発活動

建築物や耐震化について、広報誌やホームページによる情報提供を行います。また各種会議において説明会を実施し、知識の普及を図ります。

② 地域住民との連携による普及啓発

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。町内には消防団を始め、49の自主防災組織があり、こうした地域に密着した組織と連携し、啓発活動を行っていきます。

③ リフォームに合わせた耐震改修の誘導

増改築のリフォームをする場合に併せて耐震改修を行うと、費用の面においても比較的安価で的確な耐震改修ができるなど、合理的で効果の高い耐震改修工事を行うことができます。このことから、リフォームに併せた耐震改修の促進を建築関係団体とも連携して普及啓発を図ります。

④ 耐震改修に関する融資・税制の情報提供

建築物の耐震改修を促進するため、建築物の所有者等に対して、住宅金融支援機構等の低利融資制度や耐震改修に関する税制の優遇措置、住宅性能表示や地震保険など、費用負担の軽減につながる情報の提供を行います。

(4) 総合的な安全性の確保

地震が発生した際に、家が大丈夫だったとしても家の中や周囲に危険がひそんでいる可能性があります。町では総合的な安全性を確保するため、次のことに取り組みます。

① がけ崩れ等による建築物の被害軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による被害を軽減するため、災害危険区域内的の危険住宅の移転や土砂災害のおそれのある危険な箇所における住宅に対する必要な対策や支援を推進します。

② 天井の脱落防止

東日本大震災では、多数の建築物で天井の脱落等が発生し、熊本地震においても、天井脱落等の非構造部材の被害がありました。また、建築基準法の一部が改正（平成 26 年 4 月施行）され、「特定天井」（脱落により重大な危害を生ずるおそれがある天井）に該当する場合、これらの技術基準に基づき脱落防止対策を行うことが義務付けられました。これらの基準や最新の知見等を踏まえて、早期点検を促すとともに、適切な安全対策の普及を図ります。

③ 窓ガラスの飛散対策や屋外看板等の落下防止

窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性について町民に周知するほか、その安全な設置方法の紹介や構造・施工状態の早期点検を促すとともに、ガラス留めとして使用されるシーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する情報提供を行います。

④ 家具の転倒防止器具の普及促進

地震時には、家具が転倒することにより負傷したり、転倒した家具が避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。

町は、住宅内部の身近な地震対策として、家具の転倒防止について町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

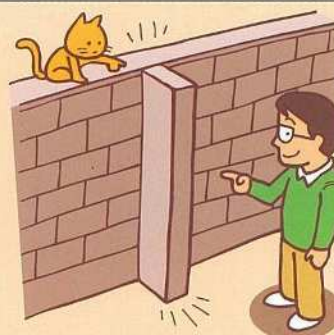
⑤ ブロック塀、住宅内部の被害防止

建物に被害がなくても、ブロック塀や家具が倒れてケガをしたり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。ブロック塀については建築基準法施行令の基準に適合した正しい施工技術及び補強方法の普及を図ります。住宅内部については家具の転倒防止や、ガラスの飛散防止対策、大型家具・家電の配置の工夫（就寝場所や避難経路から外れた場所への配置換えなど）についての知識の普及啓発を行います。

家具の転倒防止対策は、比較的簡単にできて、効果が非常に高いといえます。特に背の高い家具は、できるだけ硬い床に置き、金物等でしっかりと固定しましょう。



ブロック塀の安全対策は、倒壊による被害の軽減、避難路の確保、消火・救済活動等を円滑に行うためにとても重要です。塀と直交した補強壁を設けるなどしっかりと補強しましょう。



1 計画実現に向けての取り組み

本計画の確実な実施により、菊陽町における住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震化が促進されるよう、次のことに取り組みます。

(1) 県や関係機関との連携

熊本県をはじめ、各公的機関、建築関係団体と連携し、計画的な耐震化の実現に努めます。また、役場内関係部局とも連携を密にし、施策の推進に取り組みます。

(2) 耐震化進捗状況の確認

特定既存耐震不適格建築物を中心に耐震診断や耐震改修の実施状況を定期的に把握し、本計画の進行管理を行います。

2 計画の見直し

本計画は、社会情勢や耐震診断及び耐震改修の状況等を勘案し、必要に応じて随時見直しを行うものとします。